

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：城里町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8%
全職員	75.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	107.8%
本庁課長補佐相当職	101.0%
本庁係長相当職	93.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.9%
31～35年	99.4%
26～30年	94.6%
21～25年	76.9%
16～20年	88.3%
11～15年	85.7%
6～10年	109.5%
1～5年	80.6%

【説明欄】

- ・該当する職員がいない区分は「—」と表示している。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、フルタイム勤務以外の職員は、勤務時間に応じて職員数を換算している。
- ・勤続年数別において、中途採用や新卒採用など採用年齢の差があることから、給与に差異が生じる場合がある。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は87.2%、住居手当の受給者に占める男性の割合は75.0%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。